

## <リンパ浮腫複合的治療料>

1. 重症の場合 200点（1日につき）
2. 1以外の場合 100点（1日につき）

### [算定要件]

(1) リンパ浮腫指導管理料の対象となる腫瘍に対する手術等の後にリンパ浮腫に罹患した、国際リンパ学会による病期分類Ⅰ期以降の患者。Ⅱ期後期以降を重症とする（参考資料）。

(2) 重症の場合は治療を開始した月とその翌月は2月合わせて11回を限度として、治療を開始した月の翌々月からは月1回を限度として所定の点数を算定する。重症以外の場合は、6月に1回を限度として所定の点数を算定する。

(3) 専任の医師\*が直接行うもの、又は専任の医師の指導監督の下、専任の看護師、理学療法士又は作業療法士が行うものについて算定する。あん摩マッサージ指圧師（当該保険医療機関に勤務する者で、あん摩マッサージ指圧師の資格を取得後、保険医療機関において2年以上業務に従事し、施設基準に定める適切な研修を修了した者に限る。）が行う場合は、専任の医師、看護師、理学療法士又は作業療法士が事前に指示し、かつ事後に報告を受ける場合に限り算定できる。

(4) 弾性着衣又は弾性包帯による圧迫、圧迫下の運動、用手的リンパドレナージ、患肢のスキンケア、体重管理等のセルフケア指導等を適切に組み合わせ、重症については1回40分以上、それ以外の場合は1回20分以上行った場合に算定する。なお、一連の治療において、患肢のスキンケア、体重管理等のセルフケア指導は必ず行うこと。また、重症の場合は、毎回の治療において弾性着衣又は弾性包帯による圧迫を行うこと（行わない医学的理由がある場合を除く。）。

### \*[施設基準]

(1) 当該保険医療機関に、次の要件を全て満たす専任の常勤医師1名及び専任の常勤看護師、常勤理学療法士又は常勤作業療法士1名が勤務していること。

- ① それぞれの資格を取得後2年以上経過していること。
- ② 直近2年以内にリンパ浮腫を5例以上診療していること（医師の場合に限る。）。

③ リンパ浮腫の複合的治療について適切な研修（座学が 33時間以上、実習が 67時間以上行われ、修了に当たって試験が行われるもの。）を修了していること。

(2) 当該保険医療機関において、直近 1 年間にリンパ浮腫指導管理料を 50回以上算定していること。

(3) 当該保険医療機関又は連携する別の保険医療機関において、入院施設を有し、内科、外科又は皮膚科を標榜し、蜂窩織炎に対する診療を適切に行うことができること。

### 第47の3の2 リンパ浮腫複合的治療料

#### ＜リンパ浮腫複合的治療料に関する施設基準＞

リンパ浮腫の複合的治療について下記(イ)から(ハ)までの要件を全て満たす研修を修了していること。なお、座学の研修を実施した主体と実技を伴う研修を実施した主体が異なっても、それぞれが下記(イ)から(ハ)までの要件を全て満たしていれば差し支えない。

(イ) 国、関係学会、医療関係団体等で、過去概ね 3 年以上にわたり医師、看護師、理学療法士又は作業療法士を対象とした教育・研修の実績があるものが主催し、修了証が交付されるものであること。

(ロ) 内容、実施時間等について「専門的なリンパ浮腫研修に関する教育要綱」（厚生労働省委託事業「がんのリハビリテーション研修」リンパ浮腫研修委員会）に沿ったものであること。ただし、医師（専らリンパ浮腫複合的治療に携わる他の従事者の監督を行い、自身では直接治療を行わないものに限る。）については、座学の研修のみを修了すればよい。

(ハ) 研修の修了に当たっては原則として試験を実施し、理解が不十分な者については再度の受講等を求めるものであること。

(2) 当該保険医療機関が、直近 1 年間にリンパ浮腫指導管理料を 50回以上算定していること。又は、リンパ浮腫の診断等に係る連携先として届け出た保険医療機関において、直近 1 年間にリンパ浮腫指導管理料を 50回以上算定していること。

(3) 当該保険医療機関又は合併症治療に係る連携先として届け出た別の保険医療機関において、入院施設を有し、内科、外科又は皮膚科を標榜し、蜂窩織炎等のリンパ浮腫に係る合併症に対する診療を適切に行うことができること。

(4) 治療を行うために必要な施設及び器械・器具として以下のものを具備していること。歩行補助具、治療台、各種測定用器具（巻尺等）

(5) 治療に関する記録（医師の指示、実施時間、実施内容、担当者等）は患者ごとに一元的に保管され、常に医療従事者により閲覧が可能である。

## 2 届出に関する事項

リンパ浮腫複合的治療料の施設基準に係る届出は、様式43の7を用いること。

### <参考資料>

#### 国際リンパ学会による病期分類

##### 0期

リンパ液の輸送に障害があるが、腫脹が明らかではなく、無症状の状態。浮腫を認めるようになるまで数ヵ月から何年にもわたって続くことがある。

##### 1期

疾患の発症初期にあたる。組織液の貯留は挙上により軽減する。圧痕を生じる。

##### 2期

挙上のみにより腫脹が軽減することはほとんどない。圧痕が明らかである。

##### 2期後期

組織線維化が明らかになっているため、圧痕ができることもあれば、できないこともある。

##### 3期

組織が硬くなり（線維性）、圧痕は生じない。肥厚、色素過剰、皮膚の皴癩の増生、脂肪沈着、疣贅過成長などの皮膚変化を認める。